

令和4年6月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和4年6月20日開会

丸亀市農業委員会

令和4年6月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和4年6月20日(月) 午前9時30分～午前11時20分

開催場所 丸亀市生涯学習センター 4階講座室1

出席委員 40人

農業委員 15人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 |
| 2. 宮武 雅毅 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 |
| 3. 尾野 弘季 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | 16. 松下 孝江 |
| 4. 石井 廣喜 | 9. 久米 彰義 | 13. 谷本 公紀 | |

農地利用最適化推進委員 25人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 11. 吉田 一美 | 19. 喜來 聖則 | 27. 土居 修二 |
| 2. 長岡 正一 | 12. 川向 進 | 20. 宮本 政信 | 28. 平田 正男 |
| 3. 川西 克 | 13. 渡邊 秀信 | 21. 津郷 憲一 | 29. 谷淵 繁夫 |
| 5. 小松 保博 | 14. 松原 正春 | 22. 宮瀧 博泰 | 30. 谷本 憲司 |
| 6. 坂井 清照 | 15. 山地 正詞 | 24. 新居 俊孝 | |
| 8. 楠 和治 | 16. 岡原 徹 | 25. 竹田 久義 | |
| 9. 大橋 正長 | 18. 遠城 昌宏 | 26. 秋山 悦郎 | |

欠席委員 5人

農業委員 1人

6. 葛原 忠嗣

農地利用最適化推進委員 4人

7. 内田 久夫 10. 豊嶋 光治 17. 増田 澄 23. 松永 哲之

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸

事務局次長 大西 良明

主査 岩崎 正英

主任 中山 弘美

主任 山根 大雅

その他の出席者

香川県農業会議 近藤 弥

議事日程

農政に関する議題

1. 農業委員会活動記録簿等について
2. 農業振興地域整備計画の変更について
3. 農地パトロールの実施について
4. その他

報告

1. 全国農業委員会会長大会の報告について
2. 定例農家相談会の開催結果について

土地に関する議題

議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第38号 農用地利用集積計画の決定について

議案第39号 許可後の事業計画変更申請について

報告

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

令和4年6月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 皆さん、おはようございます。定刻が参りましたので、ただ今から令和4年6月農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、本日机の上にお配りしています資料の確認をお願いいたします。総会の次第（裏面に定例農家相談会の開催結果と次回日程表）です。それから、先日送付している議案書を、机の上に出してください。携帯電話は電源を切るかマナーモードをお願いいたします。それでは、ただ今から6月定例総会を開会いたします。会長、よろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 改めましておはようございます。6月は田植えのシーズンでして、皆さんお疲れだと思いますが、本日の総会にご出席いただきまして、どうもありがとうございます。コロナ感染症の方も、香川県では落ち着いてきました。以前から、委員と推進委員と一緒に、開催したいなと思っていました。7月に参議院選挙があるということで、新聞紙面でも食料安全保障とか食糧危機とか、そういう記事がたくさん載っています。食料安全保障の根幹となるのは、土地と人です。土地がなければ生産できませんし、土地があっても担い手がいなければ生産できません。それを担うのは農業委員会です。先月31日に東京で全国農業委員会会長大会が行われましたが、来賓の農水副大臣からも話があったところです。先月の総会で、日頃の活動をもれなく記帳していただくという話をしました。そのことにつきまして、大変だなと皆さん思っていると思いますが、その背景とか必要性とかを農業会議の近藤事務局長に話していただきたいと思います。議事を進めます。本日の出席委員は15名で、過半数の方が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、7番大口委員と8番高吉委員をお願いいたします。

次に農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。本日の農政に関する議題として、議題1「農業委員会活動記録簿等について」、議題2「農業振興地域整備計画の変更について」、議題3「農地パトロールの実施について」、議題4その他です。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 先ほど申し上げました農業委員会活動記録簿等につきまして、近藤局長にお話ししていただきます。それでは局長、よろしくお願ひします。

●農業会議（近藤弥君） ご紹介いただきました香川県農業会議の近藤と申します。よろしくお願いいたします。農業委員、また農地利用最適化推進委員の皆さん方におかれましても、いろいろ農業会議の業務推進、また農業委員会組織の推進について、非常にお世話になっています。ありがとうございます。非常に限られた時間ですので、早速本題に入りたいと思います。先ほど松岡会長の挨拶がありましたように、皆さんにおかれまして、特に懸案事項といえますか、活動記録簿の関係が、本日のメインだと思っています。最初に、なぜ活動記録簿をつけなければならなくなったのかということから始まりまして、活動記録簿の付け方のポ

イントについて、説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。最初にそちらに、「農地等の利用の最適化の推進業務」という資料をお配りしていると思います。A4横置きのもので、ご案内の通り、特に農地利用最適化推進委員におかれましては、平成28年4月に施行しました改正農業委員会法第6条第2項に基づいて、農地利用の最適化の推進が必ず農業委員会で行ってくださいという業務になったわけです。従いまして、この農地利用の最適化をいかに農業委員会として取り組んでいくかということが非常に重要な状況になっています。数十年前でしたら、農地を借りたいと言われる方は多くいたわけですが、最近では、農地を貸したい一方で、借りてくれる担い手の方がなかなか見つからないというのが大きな課題です。そうしますと当然、農地は農地として利用することによって、農業生産ができるわけでありまして、所有者イコール耕作者の方が耕作されていて、ご高齢になって、子供に跡を継いでもらいたいと言っても、今の状況はなかなか厳しい状況です。誰しも、自分の農地を誰かに貸してという観点ではありません。もうつくれないから、誰かに借りていただいて作ってもらいたい。こういうことで今動いているわけですが、なかなか借りてくれる方がいないという状況です。こういった中で農業委員、推進委員の皆さん方に、そこを何とか農地を維持して、さらには、借りてくれる方に貸して、農地がきちっと利用できるように維持をしてもらいたい、利用し続けてもらいたい。これがいわゆる農地利用の最適化の究極の目的になるかと思えます。このために、そこにありますように、もうご案内の通りです。①、②、③とありますが、担い手にまず集積・集約化しましょう、遊休農地の発生防止・解消に取り組みましょう、さらには、農業をやりたいと言われる方々もしくは一般企業も含めてですが、その方々が農地を借りて、農産物を栽培できるように、相談に乗って支援していきましょう。いわゆるこの3つが柱になっているわけです。しかし、これがなかなかできません。今の状況ではできないとなりますと、④にあえて入れましたが、それができないのであればどうするかという観点になって参ります。では、それができないなら、もう遊休農地になってどんどん農地が荒れていくのも仕方ないなどというのでは、もうやる必要ありません。しかし、そういうことをやっていると、農村環境が維持できませんし、何よりも国内生産が滞っていくということになります。ここを何とかするという事です。1枚めくってください。農地利用最適化推進委員は普段から農地利用の最適化に取り組まれています。「日常」ということで、例示しました。これを見ていただいたら、おわかりになるかと思いますが、普段、農地を借りてくれる農家を探してくれないかとか、貸してくれる人を探してくれないかとか、草刈をしてもらおうように頼んでくれないかとか、いろいろな農地に関わる相談なり、依頼があろうかと思えます。それらは基本的に全て農地利用の最適化に当たります。また、「参加」ということで書いていますが、今後、農地利用をどのように進めていくかという相談なり打ち合わせ、また新規就農者がいるから相談に乗ってくれという相談も全て最適化にあたります。また「全体」として、これから暑い中、丸亀市内の農地パトロールを行うということになりますが、これも当然、最適化の仕事であります。いずれにしても、基本的な考え

方としては、農地を転用するという、農地以外のものにするという取り組み以外は全て最適化に当たっていると思います。皆が普段から、最適化の仕事を実際にされていると思っています。なぜ活動記録簿をつけないとならなくなったのかという発端は、下の青線の枠にあります規制改革推進会議農林水産ワーキンググループで議論されたことによります。ここに令和2年5月26日や11月30日での発言を載せています。これはインターネット上に議事録が載ってまして、それを抜粋したものです。端的に申し上げますと、農外の方々を中心とする規制改革推進会議からは、この中に農業関係者は入っていませんから、農業委員会において、なかなか担い手の集積が進まない、遊休農地の解消が進まないという状況の中で、どのような活動をされているのか、本当に活動されているのかと問われています。確かに、農外の方々から見ると、成果、実績が数値として挙がっていない。これについて、本当にどうなっているのだと思われるのは、やむを得ない点ではあります。しかしながら、我々農業関係者からすると、今の状況でそう簡単に、担い手の集積がどんどん進むとか、遊休農地がどんどん解消するとかといったことは、ほぼありえない、非常に難しいと思っています。従いまして、農業以外の方々で構成します規制改革推進会議でそのような意見が出されました。これを受けて、規制改革実施計画、これは閣議決定ですから国の決定ですが、毎年度、具体的な活動を記録するという事に決まりました。これをもって、農林水産省経営局長からの通知が今年の2月2日に出され、農業委員会委員は活動を記録してくださいという流れにしています。従いまして、丸亀市の農業委員・推進委員にだけ、また香川県内の農業委員・推進委員にだけ出ているものではありません。全国の農業委員会、1,702農業委員会があり、41,000人の農業委員・推進委員ともに、この通知が出され、今取り組みが始まったということです。こういった流れで活動の記録をせざるをえない状況になりました。それで、その下の「令和4年度農業委員会系統組織を取り巻く情勢と活動の重点」です。どのようにして農業委員会活動を令和4年度進めるのかという点について、示されているものです。これは全国農業会議所の資料です。真ん中の緑のところに「最重点活動」というのがあります。ポイントは2つです。①と②があります。①「人・農地など関連施策の見直し」です。「人・農地プラン」はご存知だと思います。関連施策の見直しにおいて、今現在、5月20日に改正の法律が成立しまして、1週間後の27日に公布され、令和5年4月1日に施行という予定です。その中に農業委員会において、目標地図の素案を作ることが盛り込まれています。来年度から本格的に始まりますが、この目標地図の素案を農業委員会として作っていくということが大事になります。これが大きな一つのポイントになります。②「農水省ガイドライン」です。これが先ほど申し上げました今年の2月2日農林水産省経営局長の通知の概要です。ここに、皆さんに活動記録簿をつけてくださいということが載っています。この柱は2点あります。1枚めくっていただいて、4ページをご覧ください。①「地域計画での目標値の素案の作成」です。今日は時間の関係もありますので、割愛させていただきます。いずれにいたしましても、地域の意向調査をして、意向調査をしたものを、「規模を拡大したいと言われた方」、「規模を

縮小したいと言われた方」、「現状維持で当面行きたいと言われた方」、大きくこの3つに分かれますが、それぞれを色分けして地図に落とすということです。地図に落とすことが、目標地図の素案ということです。いちばん簡単な目標地図の素案です。ほぼ完成版というのは、それをもとに、10年後どの農地を誰が作るというのを、農地一筆ごとに地図に入れる。これが、目標値の素案のほぼ完成版です。それですから、この目標値の素案というのは幅があります。意向調査したものを、目標地図に落としたものが目標地図の素案でもいいですし、一方で、さらに進めて、10年後、誰がどの農地を耕作するかという想定をしたものを地図に落とす。これも目標地図の素案になります。なので、大きな幅があります。できることなら、ほぼ完成版というのが望ましいと思いますが、皆さん方が非常に忙しいという状況も踏まえたと、香川県内は、粗々の段階、いちばん簡単な目標地図の素案に取り組んでいこうと思っています。これが目標地図です。続いて、その下が②「農業委員会による最適化活動の推進等についての概要」、通知の概要です。ここに、農業委員・推進委員に活動の記録をしてくださいという通知の内容になっています。2、3点ご注意ください。右の下側に丸に注と書いています。記録の関係ですが、この活動記録をすることによりまして、時間当たり幾らというところで手当がもらえるようになっていきます。ただし、これは国の事業です。その国の事業で時間当たりの手当をもらうためには要件がありますと書いてあります。農業委員・推進委員どなたか1人が1か月、活動記録がない、活動されていますが、たまたま記録がない。こうなりますと、国の事業なので交付金は出ません。丸亀市がいくら予算要求していたとしてもゼロになります。厳しいですよ。何でもこんなことをするのか、よくわかりませんが、そういうのが1つ要件にあるということでもあります。もう1つ要件がありまして、農業委員・推進委員の活動の時間に応じて、手当が出るわけですが、農業委員・推進委員一人一人の月平均の活動日数、いわゆる記録が5日以下ではいけませんとなっています。単純に言うと、月6日、活動しましたという記録を残していただきたい。ある農業委員または推進委員の活動日数が月に4日の日がありましたということになりますと、この委員は国の交付金事業はいただけません。農業委員・推進委員一人一人がいたただこうとすると、6日以上していただかないと駄目ということになっています。1枚めくってください。

「日常活動を記録簿に落とし込む」ということで、例示を2つだけお示ししています。皆さん、こちらに活動記録セットをお持ちになっていると思います。こちらの9ページと10ページに活動の項目と活動の例が載っています。私が最初申し上げましたように、皆さんの農地を農地として使う活動はすべからず最適化に当たります。そのようなことが10ページには、いくつか例示として載っています。最後になりますが、日数としては、月6日以上ということが、国の交付金事業をもらおうとすると要件に当たります。6日以上ですけれど、時間は言われていません。極端な言い方をすると、5分でも構いません。5分で何ができますかです。皆さん、自分の担当区域があると思いますが、農作物の管理に行く、田植えしているから水を入れに行く、農地まで車とか自転車とか徒歩とかで行く、その時に遠回りをして、ある農地で田植えができてい

と確認する、これで構いません。これで、活動が1つできたということになります。従って時間は関係ありませんので、いかに書くかということが大事です。お忙しいと思いますが、ご理解をいただいて、取組をお願いいたします。以上、非常に限られた時間ではありますが、活動記録のご説明とさせていただきます。なお、最後に1点お知らせいたします。農地法3条で、農地を農地として権利移動する場合がありますが、この場合、要件があります。譲受人の要件です。いわゆる下限面積の要件があります。丸亀市でしたら、30アールという下限面積の要件がありますが、このたびの法律改正で、来年4月1日施行になりますが、廃止されます。したがって、下限面積要件が削除されるということは、極端な話1平方メートルの農地しか所有していなくても、農地を買うことができるようになります。ただ、他の要件は残ります。全部効率利用要件とかの要件は残りますが、下限面積は廃止されます。農業委員会で審議するにあたって、下限面積要件が外れるということは審議がしにくくなります。この点も踏まえながら、今後も対応して参りたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。時間が大分延びましたが、私の説明を終わります。どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。近藤局長の説明が終わりました。ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 質問がありましたら、事務局へお願いします。事務局から農業会議に照会したいと思います。近藤局長、ありがとうございました。

それでは次の議題に入りたいと思います。議題2「農業振興地域整備計画の変更」について、農林水産課より説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。議題2「農業振興地域整備計画の変更」について、農林水産課から説明をいただくようになっていましたが、急遽欠席になりましたので、私が説明いたします。令和4年6月1日締切の6月分丸亀市農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更について説明いたします。お手元の農業振興地域整備計画の変更についての資料をご準備ください。表紙の次が「変更等理由書」、続いて、「位置図」があります。資料1ページをご覧ください。今回は1件だけです。

番号6の1、綾歌町富熊・・・面積320.00㎡の内64.00㎡を・・・が分家住宅・宅地拡張として整備します。

以上1件、合計64.00㎡の申出となっています。変更区分、地域別の内訳は2ページにあります。以上です。よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、「農業振興地域整備計画の変更について」は、異議のないもの

といたします。

次に、議題3「農地パトロールの実施」について、事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは、事前にお送りしています「令和4年度農地パトロールの実施要領」資料一式をお手元にご用意ください。現体制で2度目の農地パトロール調査になります。今年度もお忙しいところ、また暑い時期で、コロナ禍ではありますが、農業委員、推進委員全員で、よろしくをお願いします。なお、島しょ部につきましては、農業委員の役員と市街地区域の推進委員と職員で、すでに実施・完了しています。ご協力いただきました委員は、どうもありがとうございました。それでは、もう皆さん初めてではないので、全てを説明する必要がないと思います。まず、資料一式の中の最後に、班割表のA4：1枚ものをつけていますのでご覧ください。島しょ部を除いて、市内を15班に編成して、一班2名から4名の構成としています。本日、班ごとに、本番用の調査資料を、後ろの方に袋に入れて、ご用意していますので、後程各班でお集まりいただき、確認してお持ち帰りいただけたらと思います。そこで班割についていくつかお願いがあるのですが、まず1班の松下委員は先月の総会で、活動目標のお話の中で中立委員は、最適化活動をしないということで、説明しました。申し訳ございません。このパトロール調査だけは、1班の一員としてぜひとも参加して、皆さんと一緒に調査をお願いいたします。次に、3班ですが、1名欠員です。それと、4班ですが、豊嶋委員が病気療養中です。10班ですが、増田委員の今の体調がどうなのかなというところがあります。班によっては、欠員が生じることで手が少ないという状況になっています。時間はたっぷりありますが、人手が足りなくて困るということであれば事務局にご相談いただけたらと思います。それでは資料を見ながら説明いたします。去年、皆さんにやっていた通りですが、農地パトロール調査とは、調査票に記載しています調査対象農地の利用状況について、現地を確認して、該当する分類に丸をつけていただきます。それと、市内全筆調査ですので、調査票に載ってない農地で、雑草が腰丈ぐらい生えている荒廃農地を見つけたら、空欄の調査表をつけていますので、それに記入していただくことになっています。去年は特に質問とか問い合わせもなかったのですが、皆さん、要領よく、効率よく調査していただけたのかなと思います。それでは、ホッチキス留めの実施要領の下の資料をご覧ください。遊休農地の判断基準というのが最初にあると思いますが、それをめくって、枠がオレンジ色で横書きのものをご覧ください。こちらが調査票の様式記入例となっています。一番上の項目のところを左から見ていきますけれども、まず「農地の所在等」ですが、本番では記載しています。次に、「令和3年度の調査結果」があります。今年度、判断するときに参考になると思います。その右、「令和4年度調査結果欄」、このオレンジ色の欄が、皆さんに記載していただくところです。まず調査日があって、次に区分選択です。該当に丸をつけてくださいとなっていますが、選択肢は「耕作管理」、「転用」、「1」、「2」、「5」となっています。これまでA分類とかB分類とかいう表現をしていましたが、今年度から「1」、「2」、「5」の3つの分類に分けるようになってい

ます。まず「1」草刈等で直ちに耕作可能な遊休農地、「2」雑木が生えていて簡易整備で再生可能な遊休農地、「5」山林原野化していて再生利用が困難な農地、以上のような分類になっています。一つ前の資料、遊休農地、荒廃農地の判断基準という、A4の両面、後ろに写真がついているものをご覧ください。先ほどの区分選択を完全に表現すれば、ご覧の通りになります。区分選択の「1」は1号遊休農地の緑区分と呼ばれるものです。「2」は1号遊休農地の黄区分。「5」は再生利用が困難な農地となっています。裏面をご覧ください。それぞれの区分の参考写真をつけています。これまでA分類、B分類と分けていたものが、3つの分類に、なるというのがこの写真でわかると思います。去年も申し上げましたが、雑草が腰丈程度に生えているけれど、年に2、3回間違いなく草刈りしている、委員がよくご存知の所有者であるという場合に、「草がかなり生えているので、そろそろ刈ってよ」と言って、「1」ではなく「管理」に丸をつけても構いません。「1」をつけますと、秋に利用意向調査で、その所有者へ訪問しなければなりませんので、今のうちに所有者に大分草が生えていると話をし、「管理」に丸をしていくというのも一つの方法だと思います。区分選択「1」（緑区分）と「2」（黄区分）の判断の目安は、雑木の有無で判断してください。人の背丈以上の雑木があるかないかで、「1」にするか「2」にするかという判断をしていただけたらと思います。先月の総会で最適化活動の目標の設定の話の中で、緑区分・黄区分の遊休農地の解消面積の目標がありましたが、それに関連して、こういう分け方をしなければならなくなったので、よろしく願います。調査票の方に戻って、調査票の後ろに地図台帳（地番図）と地図表示の凡例表を載せていますので、ご覧ください。地番図を元に農地を回っていただきますが、白地の部分は全て農地です。グレーの部分は農地以外のものです。最初の方に申し上げましたが、調査票に記載している農地以外で、荒廃農地を発見した場合は、空欄の調査票をつけていますので、そちらに地番から現況まで追記で記載してください。また、この地番図で位置確認がわかりづらい場合は、お渡ししていますゼンリンの地図を併用して、現地確認をお願いいたします。丸で囲んでいる凡例表ですが、緑の枠が緑区分の遊休農地、黄の枠が黄区分の遊休農地など、3年度の調査結果を元に色分けをしています。ここまでが、調査票の記入の仕方です。以前に調査された方も思い出したと思います。最後に、ホッチキス留めの農地パトロール実施要領をご覧ください。1ページをご覧ください。一番下に書いていますが、農地パトロールの実施時期は6月20日から8月31日の間です。次に、2ページをお開きください。真ん中から下の二重丸のところで配布資料となっていますが、ア「調査票」、イ「地番図」です。3ページのウです。パトロールは、付加報酬の対象ですので、活動記録帳をクリアファイルに入れて何十枚か入れていますので、班員で分けて使ってください。ウの下です。パトロールは最適化活動ですので、活動記録簿への記入を忘れずをお願いします。農地パトロール活動は項目で言えば、3の①のアということになっていますので、活動した日には活動記録方法にも忘れずに記入してください。3ページの真ん中辺りです。③「活動の見える化」ということで、帽子、ベスト、名札を着用してください。次、4ページをご覧ください。

い。真ん中辺りに(3) 調査にあたっての留意事項があります。①調査票には個人情報が含まれていますので、逸失等には十分ご注意ください。②公務災害保険に入っています。もし、調査中けが等された場合には事務局までご連絡ください。パトロール調査の期限は8月末までなので、8月の総会、連絡会の時に提出いただいたら結構です。早く終わった場合は、事務局か綾歌・飯山市民総合センターに提出いただければ非常に助かります。その後の利用意向調査の準備もしなければなりませんので、終わり次第提出していただけたら事務局としてはありがたいです。お渡しした資料一式を全てお返してください。それと、後ろの方に、袋に入れて、それぞれ1班から15班まで資料をご用意しています。今回は、お一人お一人に、地域全域の調査票をつけています。班内で誰が、どの地域を、調査するか、班の中の委員同士で、十分確認をしておいてください。1人が全部行きますと同じ所を重複していってしまうこととなりますので、地域分けを班の中で十分相談してください。農地パトロール調査の説明については以上です。

●会長（松岡繁君） 農地パトロールについての説明が終わりました。ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 次に報告事項に移ります。全国農業委員会会長大会報告について、私からご説明いたします。ウィズコロナを見据えて3年ぶりに開催された。大会では下記4議案が提案され採択された。1提案議題。第1号議案「持続可能な農業・農村を作るための政策提案」。2申し合わせ決議。第2号議案「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村をつくる全国運動」、第3号議案「情報を提供活動の一層の強化に関する申し合わせ」。3実行運動。第4号議案「運動計画」。大会終了後、県出身の国会議員を訪問して、要請活動を行った。全国農業会議所の会長挨拶。ロシアによるウクライナ侵攻や近年にない大幅な円安により、諸物価が高騰し、生産資材も高騰した。世界有数の食料輸出国であるウクライナでの食糧輸出の停滞は、アフリカなど発展途上国の一部で食糧危機をもたらしている。国民生活の安定、食料安全保障の観点から、国内農業の振興、食料自給率の向上が必要である。しかし国内農業の現状は、米価を初め、農産物価格が低迷する中、生産資材が高騰するなど極めて困難な状況にある。食料自給率の向上とあわせて、抜本的な対策が求められている。農業経営基盤強化促進法と農山漁村活性化法が5月20日に可決成立した。この改正により、「人・農地プラン」が市町村の地域計画として法定化されたが、この計画は農業委員会が積極的に関与することが必要である。本日の大会には、農業・農村の現場から積み上げて作成した政策提案を含め、4つの議案を提出する。特に農業委員、推進委員の活動の「見える化」が強く求められていて、それぞれの委員が日常活動の全てを記録し地域の農地を生かし持続可能な農業農村をつくる全国運動を推進するための申し合わせ決議を決議したいと思う。次に農林水産大臣の代理として副大臣が来た。5月20日に、この法律の一部改正が成立した。これは、「人・農地プラン」を地域政策として、法制化するとともに、農地の将来像として、目標地図により明確化し、農地バンクを活用して、農地を集約化することとしている。農業委員会には、目

標地図の素案の作成をお願いします。地図作成に係る現場活動の予算の確保に万全を期す。食料安全保障の確保がますます重要になっている。農地は食料生産の基盤であり、将来にわたり確保していく必要がある。現場の最前線で貴重な農地の確保に取り組んでいる皆さんに改めて感謝申し上げる。結びに、農業委員会が、農林水産省が実施する農政の重要な役割を担う組織として、ますます発展させることを期待する。3ページに政策提案を項目だけ並べました。この中で、第1号議案Ⅱ食料安全保障について、それからⅡ農地政策(4)半農半X等の兼業農家への支援強化も新しく入りました。それから2担い手への農地集積・集約化を推進するための施策について(1)集積対象となる農地及び担い手の見直しという項目もあります。それから、5ページをご覧ください。第2号議案「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村をつくる全国運動を推進するための申し合わせ決議の1(1)日常的な農地の見守りを実施しよう、(2)声かけを起点とした意向把握を進めよう、(3)活動記録の徹底により、情報共有を進めようです。2目標地図の素案づくりに向けた取り組みを強化しよう(1)守るべき農地の明確化に取り組もう、(2)担い手の確保と意向把握を進めようです。以上で報告を終わります。次に、報告2「定例農家相談会の開催結果」について、事務局から報告いたします。

●事務局長(小西裕幸君) 失礼します。前回の農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は5月27日金曜日、登倉委員で、市役所本庁開催分は6月6日月曜日、大口委員で、綾歌市民総合センター開催分は、6月10日金曜日、平池委員でそれぞれ9時から11時まで行い、本庁開催時に1件相談がありました。本庁開催時の相談は、相続した農地の処分の話でありました。相談者は、父親が亡くなって自分が農地を相続しました。しかし、現在、自分は市外に住んでいて、時々実家に帰るぐらいであり、また、農業をするつもりはなく、農業機械はすべて売ってしまったそうです。現在、農地の処分について、地元の農家や不動産業者に相談をされていて、何枚かは近くの農家を買ってくれるかもしれない話があるのと、不動産会社も農地と宅地を一体として転用するなら可能かもしれないという話をいただいているそうです。しかし、他人の農地に囲まれた何枚かの田は処分の見込みがないのと、現在の地元の農業法人に貸している田もありまして、処分の目途がつけば解約をするのだが、無理なら貸借を継続しなければならない。また、売買が無理ならば、国庫帰属も考えているそうで、農地の処分について何か良い方法はないかとの相談でありました。相談者は、自分で調べたり、不動産会社へ相談をされたりしていて、ある程度の知識や情報は持っていましたので、少し踏み込んで、農地を3条申請で売買するとき、それから転用申請するときにはどのような条件があって、どういう手順になるかを説明しました。また、農振農用地内の農地が多かったので、農振除外についても少し説明しました。相談者は、農地は手続きが多いことを言われていましたが、まずは近所の農家に農地を引き取ってもらえるかの話と、転用を考える場合は農振を外すことができるかの相談から進めるように指導をしました。次に、次回の農家相談会の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分は6月27日月曜日、大林副会長、市役所本庁開催分は7月5日火曜日、高吉委員、綾歌市民

総合センター開催分は7月11日月曜日、松岡会長の担当で、それぞれ9時から11時までとなっています。

「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席ください。以上です。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようです。それでは、議題3「その他」はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。事務局から公務災害保険について説明いたします。資料は、A4：1枚もので、「令和4年度農業委員、農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度への加入手続きについて」になります。公務災害保険について、委員に加入していただいていますので、農地パトロール等で怪我をされたら、事務局等にお知らせください。なお、加入はA型ですので、補償内容は、資料の(2)A型の内容をご覧ください。以上です。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようです。その他の議題はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） ありません。

●会長（松岡繁君） 以上で報告は終わりました。続いて農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 土地に関する議題として、

議案第35号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、

議案第36号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、

議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、

議案第38号「農用地利用集積計画の決定について」、

議案第39号「許可後の事業計画変更申請について」、

報告といたしまして、

報告第13号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議案第35号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは、1ページをご覧ください。位置図と一緒に、ご審議よろしくお願いたします。議案第35号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は10件です。

1 番、新田町・・・合計面積 1,257.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で柑橘を作付けする計画が提出されています。

2 番、郡家町・・・面積 707.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3 番、原田町・・・合計面積 1,831.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で、米麦を作付けする計画が提出されています。なお、この案件は報告第 13 号 2 番に関連します。

4 番、垂水町・・・1,369.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻、野菜を作付けする計画が提出されています。

2 ページにかけてになります。

5 番、広島町江の浦・・・合計面積 279.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で、エゴマを作付けする計画が提出されています。

6 番、綾歌町岡田東・・・合計面積 2,118.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により、経営規模縮小を図る譲受人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。なお、この案件は報告第 13 号 4 番に関連します。

7 番、綾歌町岡田西・・・面積 691.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る相手方の要望により譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻、野菜を作付する計画が提出されています。なお、この案件は報告第 13 号 5 番に関連します。

8 番、綾歌町栗熊西・・・1,643.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で花卉苗を作付けする計画が提出されています。

9 番、飯山町西坂元・・・6.49 m²【議案読み上げ】

この案件は、貸人の農地に借人が排水管を埋設し、区分地上権を設定するものです。なお、この案件は議

案第37号17番に関連します。

3ページをお開きください。

10番、飯山町東坂元・・・面積3,410.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地でオリーブを作付けする計画が提出されています。

以上10件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると思込まれる全部効率利用要件、また、農作業について従事すると思込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、採決いたします。議案第35号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から10番の各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、本案件については原案通り許可することに決定いたしました。

次に、議案第36号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、4ページをお開きください。議案第36号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は1件です。

1番、飯山町下法軍寺・・・合計面積80.76㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和61年ごろ当該農地を造成し進入路として、現在まで利用してきました。今回当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き進入路として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上1件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確

認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、採決をいたします。議案第36号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番を許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、本案件につきましては、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

次に、議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 5ページをお開きください。議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は18件です。

1番、津森町・・・面積541.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、歯科医院の休憩所の建築及び駐車場の造成整備を図るものです。申請地は第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

2番、中津町・・・面積970.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、車両置場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、柞原町・・・合計面積964.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地4棟の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用ができるものと考えます。

7ページにかけてになります。

4番、柞原町・・・合計面積8,380.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅27棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考え

ます。

5番、川西町北・・・合計面積 322.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8ページにかけてになります。

6番、川西町北・・・合計面積 6,057.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材・車両置場の造成整備を図るものです。申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和4年4月に農振除外申請がされています。農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7番、郡家町・・・合計面積 1,800.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅6棟の建築整備を図るものです。申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和4年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番、郡家町・・・合計面積 396.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和4年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9ページをお開きください。

9番、飯野町東分・・・面積 1,942.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅10棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、垂水町・・・面積 618.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11番、綾歌町岡田下・・・合計面積 1,315.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、ドッグアジリティ施設（犬の障害物競走などを行うスポーツ施設）の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 2 番、綾歌町岡田東・・・面積 542.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10ページをお開きください。

1 3 番、綾歌町富熊・・・面積 700.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場・駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 4 番、綾歌町富熊・・・面積 779.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅3棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 5 番、綾歌町富熊・・・合計面積 2,034.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅7棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年4月に農振除外申請がされています。農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11ページをお開きください。

1 6 番、飯山町西坂元・・・面積 461.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 7 番、飯山町西坂元・・・面積 403.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。なお、先ほどの議案35号9番に関連するものです。

1 8 番、飯山町西坂元・・・面積 827.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅3棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、

計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上18件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

●農業委員（大口年昭君） 7番大口です。4番ですが、農振除外申請の時に質問をした折に、面積は8,399㎡と聞きましたが、今回は8,380㎡になっています。何が変わったのでしょうか。

●事務局次長（大西良明君） 先ほどのご質問について、併せ地の関係だとは思いますが、除外の資料をいま持っていませんので、確認して回答いたします。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。ないようですので採決をいたします。議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から18番までの各案件を許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、本案件につきましては、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

続きまして、議案第38号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、12ページをお開きください。議案第38号「農用地利用集積計画の決定について」です。12ページから32ページにかけて、記載しています。

申請件数は、合わせて37件、筆数98筆、面積98,322.07㎡です。

詳細は、表の通りです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えます。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議案第38号「農用地利用集積計画の決定」37件の各案件につきましては、原案通り処理していくことといたします。

続いて、議案第39号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 33ページをお開きください。議案第39号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は3件です。

1番、川西町北・・・面積668.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年7月26日、倉庫1棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていたが、この度、倉庫以外に事務所、資材置場等も整備し、あわせて工期を令和4年9月30日まで延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

2番、郡家町・・・合計面積6,931㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年10月6日、自動車整備工業の工場の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていたが、諸般の事情により、工期を令和6年8月31日まで延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

34ページをお願いください。

3番、飯野町東分・・・合計面積3,002.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和元年7月3日、分譲住宅13棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていたが、諸般の事情により、2年工期を延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました以上、ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議案第39号「許可後の事業計画変更申請」について、整理番号1番から3番の各案件につきましては、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することといたします。

それでは報告事項に移ります。報告第13号「農地法第18条第6項の規定による通知確認」について、事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君） はい。続いて、35ページをお開きください。報告第13号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は6件です。

1番、津森町・・・面積180.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、転用目的のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

2番、原田町・・・面積1,236㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、双方で農地法第3条の申請をするため、離作補償なく合意解約をするものです。なお、議案第35号3番で説明した通りです。

36ページをお開きください。

3番、土器町東二丁目・・・面積694.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存耕作の権利設定がされていたものですが、転用のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

4番、綾歌町岡田東・・・2,118.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、基盤法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、双方で農地法3条の申請をするため、離作補償なく合意解約するものです。なお、議案第35号6番で説明した通りです。

37ページをお開きください。

5番、綾歌町岡田西・・・691.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、別の耕作者と農地法第3条の申請をするため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。なお、議案第35号7番で説明した通りです。

6番、飯山町下法軍寺・・・80.76㎡【議案読み上げ】

この案件は、基盤法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、転用のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

報告は以上です。

●事務局次長（大西良明君） ただ今の報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●事務局次長（大西良明君） ないようですので、報告事項を終わります。以上で、6月総会の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもって閉会といたします。最後に事務局から連絡事項を申し上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。来月の定例農業委員会の開催日程等について、お知らせいたします。まず、農地転用等の締切日が7月5日火曜日になりますので、7月7日木曜日に現地調査を行います。関係委員には6日に連絡いたしますので予定を空けておいてください。次に、来月の定例総会は7月20日水曜日午前9時30分から本庁の会議室で行う予定ですが、推進委員につきましては、県の発表するコロナ情報などを参考に時間や場所を決定しますので、議案書に同封する案内文書をご確認ください。また、本日までいただいた「農地利用の最適化の推進に関する意見」については、取りまとめを行い、県に提出する意見と市に提出する意見に内容を精査・分別して、県提出内容については役員会で承認をいただき、次回の総会等で報告いたします。それから、活動記録簿について補足いたします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。先ほど農業会議の近藤局長から、最適化活動の説明がありまし

た。私が5月の定例総会の中で、委員に行っていただく活動日数を月10日、年間120日として、記録簿の表を全部埋めてくださいと申し上げましたが、農業会議と協議した結果、目標はあくまでも最低限で構わないということになりました。月6日以上ということで、活動記録簿を書いてください。4月、5月と頑張って10日間書いていただいた方には非常に申し訳ないのですが、7日以上書いてはいけないということではありませんので、6日を下回るとペナルティとかいろいろ問題が出てきますので、6日以上ということで、これから毎月記載をお願いします。あと、目標設定の表の中、農業会議といろいろ折衝して、変更していますが、7月に丸亀市農業委員会のホームページに掲載しますので、見る機会があったら確認しておいてください。それと、本日の定例総会について、農業委員につきましては、88ページから、総会用のメモ帳がありますので、そちらに書いてください。これは集計しません。推進委員は、総会または連絡会の出席は最適化活動になりますので、9ページの項目の例にも載っていますように、本日、総会に出席したことは、活動項目が2の④になっています。2の④と書いて今日の活動記録を記録してください。月6日以上の貴重な記録の1日になりますので、活動記録簿を今日お忘れの方は、家に帰って必ず今日の分を書いてください。また、書き方でわからないことがあったら、何でもお聞きください。これからの記録、どうぞよろしく願います。以上です。

●事務局長（小西裕幸君） 本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。

（午前11時20分終了）